
QA55 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1 歳以上」等、乳児（1 歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか

基本的には、対象年齢の表示等で乳児（1 歳未満）向けではない旨が製品パッケージに明瞭に表示されているものは、今回の乳児用食品の対象範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

ただし、その販売形態等、乳児（1 歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様であるにもかかわらず、乳児用食品に係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日